

軽度・中等度難聴児の補聴器 購入費の一部を補助します

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の方に対して、言語の習得、教育などにおける健全な発達を支援することを目的に、補聴器購入費用の一部を補助します。

▶**対象** 次に掲げる要件の全てに該当する18歳未満の方

- ・本市に住所を有する方
- ・身体障害者手帳の対象とならない方(両耳の聴力レベルが70デシベル未満の方)
- ・補聴器の装用により、言語の習得などに一定の効果が期待できると医師が判断する方(医師の交付意見書が必要)
- ・対象児童が属する世帯に、市民税所得割額が46万円以上の世帯員がいないこと
- ・対象児童が他の法令の規定に基づく補聴器購入に対する補助を受けられないこと

▶**補助金額** 基準額の3分の2
※基準額は補聴器の種類により異なります。

▶**問い合わせ** 福祉課障害福祉担当(内線265・266)

行田市障がい者計画策定委員会 委員を募集します

市では、平成24年3月に策定した「行田市障がい者計画」について、今後の障害福祉サービスの利用見込みを見直すため、市民の皆さんから委員会の委員を募集します。

▶**応募資格** 市内在住の満20歳以上で、平日昼間開催する会議に出席できる方。ただし、次の方は応募できません。

- (1)既に本市の福祉関係の審議会などの委員として参加したことがある方
- (2)応募日現在、既に本市の委員会などの委員の職にある方
- (3)市職員および市議会議員

- ▶**募集人数** 2人
- ▶**任期** 12月31日(木)まで
- ▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、応募理由(200字以内)を記入した書類(様式自由)を3月25日(木)(必着)までに、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市福祉課【FAX】554-6701【Eメール】fukusi@city.gyoda.lg.jp
- ▶**選考方法** 書類選考の上決定し、結果は応募者全員に通知します。
- ▶**問い合わせ** 同課障害福祉担当(内線265・266)

活用ください 奨学資金

市では、学資金の一部を奨学資金として支給します。

▶**受給資格** 次に掲げる要件に全て該当する方

- ・市内に6カ月以上居住し、高校または高等専門学校に在学している方
- ・正規の修学年限の勉学に耐えられる方
- ・修学の意欲があるのに経済的な理由で修学が困難な方
- ・同種の奨学資金を受けていない方
- ▶**給与金額** 月額1万円
- ▶**願書に添付する書類**
 - ・奨学生願書
 - ・奨学生調書(前学年のもの)
 - ・在学証明書(平成27年4月1日以降のもの)

- ・収入のある同居の家族全員分の平成26年分源泉徴収票または確定申告書
- ・市県民税申告書の控え(コピー可)
- ・住民票謄本
- ・同意書

▶**申込期間** 4月1日(水)～24日(金)

▶**その他** 受給者は、奨学生選考委員会でご選考します。

▶**申し込み・問い合わせ** 教育総務課庶務担当 ☎556-8311

生活協同組合パルシステム埼玉と 新たに「行田市地域安心ネットワーク」 に関する協定を締結しました

市では、新たに生活協同組合パルシステム埼玉と「行田市地域安心ネットワーク」に関する協定を締結しました。これで、市と協定を締結した事業所は14事業者となりました。

「地域安心ネットワーク」とは、協定を結んだ事業所が「郵便受けに新聞がたまっている」「洗濯物が何日も干しっぱなしになっている」といった異変に気付いたとき速やかに市へ連絡し、連絡を受けた市は安否確認や必要な支援を行うものです。市は民間事業者と協力し、市民の皆さんが安心安全に暮らせるように、見守りを強化しています。なお、市では、この取り組みに協力していただける団体・事業者を随時募集しています。

▶**問い合わせ** 福祉課トータルサポート推進担当(内線2805)

国民健康保険の 届け出はお早めに

本市の国民健康保険と職場の健康保険の切り替えは、自動的に行われません。職場の健康保険(本人・扶養)に就職などで加入した方、または退職などで脱退した方は、必ず14日以内に保険年金課へ届け出をして

くらしの
110番

投資用DVDのもうけ話に気を付けて

【事例】大学の友人から、「いい話があるので、今度会おうよ」と電話があったので、会う約束をした。

待ち合わせの喫茶店で友人は投資の話を始め、少したつと業者が現れて話に加わった。業者は「このDVDにある投資パターンのとおり投資すれば、損が抑えられるので利益が出る。DVDの代金は60万円だ」と言い、購入を勧めてきた。

「お金がない」と答えると業者は帰ったが、友人に「投資でもうけた先輩が近くにいるから会いに行こう」と誘われ、別の店に向かった。別の店で友人の先輩が現れ、「この時計は投資でもうけた金で買ったもの。もうかるよ」と誘われたが、金がないと答えると、友人が「自分は学生ローンを借りて投資を始めた。利益でローンを返せるので、アルバイト収入を多めに申告し、「資格取得学校に通うため」と説明すれば、ローンは借りられる」と言われたため、ローンを借りてDVDを購入した。

しかし、DVDのとおり投資しても利益が出ず、返済も苦しくなってきた。また、業者からは「誰か紹介すれば1人につき10万円もうかる」と言われ、とても困っている。

友人や先輩から「必ずもうかる」と言って投資を勧められ、高額な投資用DVDを購入させられたケースや、「ローンを借りてDVDを購入したが、返済が苦しいので解約したい」といった相談が増えています。また、契約後に、「他人を紹介したら利益が得られる」との説明を受け、借金を返すために友人などを勧誘せざるを得ない状況となり、被害が拡大しています。

消費者へのアドバイス

- ・友人や先輩から「いい話がある」「もうかる」と勧誘されても、内容が分からないときは、契約しないようにしましょう。
- ・投資は「リスク」が付きもので、必ずもうかるものではありません。
- ・ローンを借りて契約しても、返済できなくなる可能性があります。借りる前によく考えましょう。
- ・困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

▶**問い合わせ** 行田市消費生活センター(市役所内・内線495) または埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999

ください(届け出は、本人と同じ世帯の方が行うこともできます)。

なお、国民健康保険への加入は届け出をした日ではなく、職場の健康保険をぬけた日までさかのぼります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となり、1回の支払額が高額になることがあります。



職場の健康保険に加入した日以降に、国民健康保険の保険証を使って医療機関を受診すると、国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

▶**問い合わせ** 同課国保担当(内線2771)

平成27年度に無人ヘリコプターによる 空中散布を実施する方は、事業計画書を提出してください

無人ヘリコプターを利用した空中散布事業に際しては、周囲の安全を十分配慮し、危被害防止に努めなければなりません。そのため、無人ヘリコプターによる空中散布を実施する方は、市および一般社団法人埼玉県植物防疫協会へ事業計画書を提出する

必要があります。

▶**提出書類の配布場所** 農政課(市ホームページからダウンロード可)

▶**記載内容** 平成27年度中に予定している全ての防除内容(実施日、実施区域、対象病害虫、対象作物、使用薬剤など)

▶**提出期限** 3月20日(金)

▶**問い合わせ** 一般社団法人埼玉県植物防疫協会 ☎048-645-2226、埼玉県農産物安全課 薬・植物防疫担当 ☎048-830-4053 または行田市農政課農政担当(内線386)



指定避難所・指定避難場所を見直しました

災害対策基本法の改正に伴い、全ての避難所および避難場所について、検討・見直しを実施しました。

既存の避難所54施設中、52施設と既存の避難場所20カ所全てを「指定緊急避難場所」とし、その中で避難に適した建物を有する施設を「指定避難所」として改めて指定します。なお、避難所であった大堰永寿荘と南河原荘は、関係法令の基準に適合しないことから、指定は行わないものとします。

▶**問い合わせ** 防災安全課防災担当(内線281)